# 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律

福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第二十五号) の一部を次のように改正する。

「第二款

目次中 「第二款 土地改良法等の特例等(第八条—第十七条)

を第一款

第一

節の二

第三款 企業立地促進計画及びこれに基づく措置(第十八条―第二十六条)」

第二款

第一節の三

土地改良法等の特例等(第八条―第十七条)

特定復興再生拠点区域復興再生計画及びこれに基づく措置

特定復興再生拠点区域復興再生計画 (第十七条の二―第十七条の六) に、 第二款 生活拠点形成事業

土地改良法等の特例等(第十七条の七―第十七条の十七)

企業立 地促進計画及びこれに基づく措置 (第十八条—第二十六条)

「 第二款 生活拠点形成事業計画及びこれに

計画及びこれに基づく措置 (第四十五条-―第四十八条)」を 第四節 公益社団法人福島相双復興推進機構

第五節 帰還環境整備推進法人 (第四十八条

基づく措置 (第四十五条―第四十八条)

 $\mathcal{O}$ 玉  $\mathcal{O}$ 職 員  $\widehat{\mathcal{O}}$ 派遣等 (第四十八条の二―第四十八条の十三) に、 「第八十六条」 を「第八十九条」 に、

の十四―第四十八条の十八)

「第八十七条 —第九十四条」 を 「第九十条-- 第九十九条」に、 「第九十五条」を「第百条」に、 「第九十六

条―第百条」を「第百一条―第百五条」に改める。

第五条第二項中第九号を第十号とし、 第八号を第九号とし、 同項第七号中 「同条第五項」 を 同 ·条第六 項

に改め、 同号を同項第八号とし、 同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ

第二号の次に次の一号を加える。

第十七条の二第一 項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画 0 同条第六項の認定に関する基本

的な事項

第七条第三項中 「関係行政機関の長」 の下に「 (当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、 当

該行政機関。以下同じ。)」を加える。

第八条第一項中「第六項において」を「以下」に改める。

第九条第一 項中 「規定する漁港漁場整備事業」 の下に「(以下この項及び第十七条の八第一項にお いて

漁港漁場 整備事業」 という。)」 を加え、 「この条において」 を削り り、 「第二条に規定する漁港」 の 下 に

(第十七条の八第一項において「漁港」という。) 」を加え、 「同項第一号」を「同法第四条第一項第一号

一に改める。

第十条第一項中 「規定する砂防工事」 の下に「(以下この項及び第十七条の九第一 項において 「砂防工 事

」という。)」を加える。

第十一条第一 項中「規定する港湾工事」の下に「(以下この項及び第十七条の十第一項において「港湾工

事」という。)」を加え、 「同条第五項」を「同法第二条第五項」に改め、 「限る」の下に  $\neg$ 第十七条の

十第一項において単に「港湾施設」という」を加える。

第十二条第一 項中 「都道府県道をいう」 の 下 に 第十七条の十一第一 項において同じ」を加え、 「同条

第四号」 を「同法第三条第四号」に改め、 「市町村道をいう」の下に「。 同項において同じ」を、 「第五項

」の下に「及び第十七条の十一第一項」を加える。

第十三条第一項中 「この条」及び「この項」の下に「及び第十七条の十二第一項」を加える。

第十四 条第 項 中 「この条」の下に「及び第十七条の十三第一項」を、 「規定する地すべ り防・ 止 工 事  $\mathcal{O}$ 

下に「(以下この項及び第十七条の十三第一項において 「地すべ り防 [止工事] という。) 」 を加える。

第十五条第一項中「指定区間をいう」及び「一級河川をいう」の下に 第十七条の十四第一項におい 7

同じ」を、 「第五項」の下に「及び第十七条の十四第一項」を加える。

第十六条第一 項中 「規定する急傾斜地 沿崩壊防 止工事」 の下に「(以下この項及び第十七条の十五第一 項に

お いて 「急傾 斜 地崩壊防止工事」という。)」 を加え、 「当該」 を削る。

第十七条第一項中「いう」の下に「。 次項及び第十七条の十六第一項において同じ」を加える。

第三章第一節第三款の款名を削る。

第十七条の次に次の一節及び節名を加える。

第一 節 か 一 特定復興再生拠点区域復興再生計画及びこれに基づく措置

第一款 特定復興再生拠点区域復興再生計画

## (特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定)

第十七条の二 特定避難指示区域市町村 (現に避難指示であって第四条第四号ロに掲げる指示であるもの

以下この項に お 7 · 「特定避難指 示 という。 の対象となってい 、る区域 (以下この項及び第九 十三条に

おい 7 「特定 避難指 示区域」 という。) をその区域に含む市 町村をいう。 以下同じ。 の長は、 福 島 復 鱦

再生基 本方針 に即して、 復興庁令で定めるところにより、 特定復興再生拠点区域 (特定避難指 示 区 域 内  $\mathcal{O}$ 

区域であって次に掲げる条件のいずれにも該当するもののうち、 目指すものをいう。 以下同じ。) の復興及び 再生を推進するため の計 特定避難指示の解除により住民 画 ( 以 下 「特定復興再生拠点区 の帰還 域 復 を

興再生 計画」 という。 を作成し、 内 閣 総理大臣 の認定を申請することができる。

当該区域における放射線量が、 当該: 特定避難指 示区域における放射線量に比して相当程度低く、 土壌

等の除染等の措置 (平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電 所  $\mathcal{O}$ 事

故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 (平成二十三年法 1律第7 百

十号。 以下 「放射性物質汚染対処特措法」 という。) 第二条第三項に規 定する土壌等  $\mathcal{O}$ 除 染等 O措 置 を

1 V ; 表土の 削り取りその他の適正 かつ合理的な方法として復興庁令・ 環境省令で定めるものに により行

うものに限る。以下同じ。)を行うことにより、 おおむね五年以内に、 特定避難指示の解除に支障がな

1 ものとして復興庁令・内閣府令で定める基準以下に低減する見込みが 確実であること。

当該区域  $\widehat{\mathcal{O}}$ 地形、 交通 の利便性その他の自然的社会的条件からみて、 帰還する住民の生活及び地域経

済  $\mathcal{O}$ 再建 のための拠点となる区域として適切であると認められること。

当該区域の規模及び原子力発電所の事故の発生前の土地利用の状況からみて、 計画的かつ効率的に公

共施設その 他の施設の整備を行うことができると認められること。

2 特定復興 (再生拠点区域復興再生計 画には、 次に掲げる事項 (第五号から第八号までに掲げる事 項にあっ

ては、 特定復興再生拠点区域外にわたるものであって、 特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特

に必要と認められるものを含む。)を記載するものとする。

一 特定復興再生拠点区域の区域

一 特定復興再生拠点区域復興再生計画の意義及び目標

三 特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間

四 土地利用に関する基本方針

五 産業の復興及び再生に関する事項

六 道路その他の公共施設の整備に関する事項

七 生活環境の整備に関する事項

八 土 壌等の 除 染等  $\mathcal{O}$ 措置、 除 去土壌 るの処理 (土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌  $\mathcal{O}$ 収 集、 運 搬、 保

管及び処分をいい、 中間貯 蔵 環境安全事業株式会社法 (平成十五年法律第四十四号) 第二条第三項に

規定する最終処分その他の復興庁令・環境省令で定めるものを除く。 第十七条の十七において同じ。)

及び廃棄物  $\mathcal{O}$ 処理 (放射性物質汚染対処特措法第二条第二項に規定する廃棄物 0 収集、 運 搬 保管及び

処分をい V. 当該復興庁令· 環境省令で定めるものを除 <<u>`</u> 第十七条の十七にお いて同じ。 に関する

事項

九 前各号に掲げるもののほか、 特定復興再生拠点区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

前項第五号から第八号までに掲げる事項には、 特定避難指 示区域 市 町村が実施する事業に係るものを記

3

載するほか、 必要に応じ、 当該特定避難指示区域市町村以外の者が実施する事業に係るものを記載するこ

とができる。

- 4 特定避難指示区域市町村の長は、 特定復興再生拠点区域復興再生計画に当該特定避難指示区域市町村以
- 外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、 当該事項について、 あらかじめ、 その者の

同意を得なければならない。

5 特定 避難指 示区域市 町村の長は、 特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成しようとするときは、 あら

かじめ、福島県知事に協議しなければならない。

6 内閣総理大臣は、 第一項の規定による申請があった特定復興再生拠点区域復興再生計画が次に掲げる基

準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 福島復興再生基本方針に適合するものであること。
- 当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された第二項第一号の区域が第一項各号に掲げる条件

のいずれにも該当するものであること。

当該特定復興再生拠点区域復興再生計画の実施が特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に寄与

するものであると認められること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

7 内閣 総理大臣は、 前項の認定をしようとするときは、 (第二項第五号から第八号までに掲げる事 特定復興再生拠点区域復興再生計 項をいう。) |画に記 載された

該 特定 復興 再生 拠 点区 域 復興 再 生事 項 E 係 る関係 行政 機 関  $\mathcal{O}$ 長  $\mathcal{O}$ 同 意を得 な げ れ ば なら な

特

定復

興再

生

一拠点区

|域復興|

(再生事)

項

に

つ

1

て、

当

8 内 閣 総理 大臣 は、 第六 項  $\mathcal{O}$ 認 定をしたときは、 遅滞 なく、 その旨を公示しなけ れ ばなら な

(東日・ 本大震災復興特別 区域法 の準 甪

第十七条 法第十 生 計 画 の 三 に 七 条 . つ 7  $\bigcirc$ 東日 て準用する。 一第六 本大震災復興 項  $\mathcal{O}$ 認定」 この場合に と 特 莂 区 同 条第二 お 域 į١ 法第五条から第十条までの規定は、 て、 項 中 同 法第 前 条第 五. 条中 + ·項 」 「認<sub>·</sub> とあ 定 る とあ 0) るの は 特定復興再生拠点区 「福 は 島 「福 復興 島 再生特 復興 再 別 生 域 措 特 復興再 置 別 措 法 第 置

生 十七条の二第七項」 莂 措置 |法第十七条の二第六項の認定を受けた特定避難指 と、 同法第六条第一 項 中 「認定を受けた特定 ;示区域: 地 芾 方公共団体」 町村  $\mathcal{O}$ 長 と、 とある のは 認定を受け 「福 島 復興 た 再

島 とある 復 興 再生 のは 特 莂 措置法 当該認定を受けた」 第十七条 の二第四 ۲, 項 同 条第二 か 5 第 項中 八項まで」 「第四 と 条第三項か 同 法第 七 ら第十 条第 項まで」 項 中 第 とあ 匝 条第 る 九  $\mathcal{O}$ 項 は 「福 لح

あるの は 福 島復興再生特別措置法第十七条の二第六項」 と、 特定地方公共団体 。 以 下 「認定: 地 方公共

項 九 定地方公共団 という。)」 寸 復興 とあ 体 項各号」 ( 以 下 推進 るの 「特定復興再生拠点区域復興再生事 とあ 事 は 業 体 と、 「福島復興 るの \_ とあるのは とある 同条第二項、 とあるのは は 福 再生:  $\overline{\mathcal{O}}$ は 島 復興再 特 「特定復興再生拠点区域復興再生事 「認定: 別措置法 同法第八条並 「特定避難指示区域市町村の長 特定避 生特別措置法第十 第十七 難 指 項」という。 びに同法第十条 条の二 示区 域市 第七項に規定す 七条の二第六項各号」と、 町 ) 」 と、 '村長」 の見出し並びに同 (以下「認定特定避難指 項 ٢, 同法第八条第二項及び第十条第二項 と る特定復興 同 法 第七 同法第九条第 条第二項中 条第一項及び第三項 八再生拠点 同 条第一 点 示区域市 項中 項中 区 「 復 域 復 興 「第四 第四 興 推 町 中 村 再 進 条第 条第 長 生 事 認認 中 業 事

帰 還 環境 整備推 進法・ 人による特定復興再生拠点区域復興再生計 画 の作 -成等の 提案) +

項」

とあ

るの

は

福

島

復興再生

特別

措置法第十七条

の二第八項」

と読

み替えるも

のとする。

第十七条の四 第二節: 興庁令で定めるところにより、 第三款 にお 第四十八条の十四第一項の規定により指定された帰還環境整備推進法人 ζ) 7 「帰還環 境整: その業務を行うために必要な特定 備推進法人」 という。 は、 特定避 復興 (再生 難指示区域 拠 点区 域 市町 復興 (第十七条の六及び (再生計 村 の長に対 画  $\mathcal{O}$ 作 Ļ 成 復 又

は変更をすることを提案することができる。

この場合においては、

当該提案に係る特定復興再生拠

点区

.域

復興再生計画の素案を添えなければならない。

2 前項 の規定による提案 (次条及び第十七条の六において「特定復興再生拠点区域復興再生計 画提案」と

、 う。 ) に係る特定復 |興再生拠点区域復興再生計画の 素案の内容 は、 福 島復興再生基本方針 に基づくもの

でなければならない。

第十七条の五

特定避難指示区域市町村の長は、

(特定復興再生拠点区域復興再生計画提案に対する特定避難指示区域市町村の長の判断等)

特定復興再生拠点区域復興再生計

画提案が行われたときは

遅滞なく、 特定復興再生拠点区域復興再生計 画提案を踏まえた特定復興再生拠点区域復興再生 計 画 (特

定復興再生 拠点区域復興再生計 画提案に係る特定復興再生拠点区域 復興 (再生計 画  $\mathcal{O}$ 素案  $\mathcal{O}$ 内 容 0 全 部 又 は

部を実現することとなる特定復興再生拠点区域復興再生計 画をいう。 次条において同じ。 の作 -成又は

変更をする必要があるかどうかを判断し、 当該特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成又は変更をする

必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(特定: 復興 再生 |拠点区域復興再生計 画提案を踏まえた特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成等をしな

い場合にとるべき措置)

第十七条の六 特定避難指示区域市町村の長は、 特定復興再生拠点区域復興再生計画提案を踏まえた特定復

興再生拠点区 域復興再生計 画 の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、 遅滞なく、 その旨及び

その 理 由 を 当 該 特定復興 (再生拠点区域復興 、再生計画提案をした帰還環境整備推進法人に通 知 しなけ

れば

ならない。

第二款 土地改良法等の特例等

(土地改良法等の特例)

12

お

7

て準

用する東

日

本大震災復興

特別区域法第六条第

項

の変更の認定を含む。

を受けた特定

復

興

再

第十七条の七 玉 は、 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画 (第十七条の二第六項の 認定 (第十七条の三

生拠点区域復興再生計 画をいう。 以下同じ。) (第十七条の二第二項第五号に掲げる事項に係る部 分に 限

る。 第三項及び第五項において同じ。)に基づいて行う土地改良法第二条第二項第一号から第三号まで及

び第七号に掲げる土地改良事業 (土地改良法 .特例法第二条第三項に規定する復旧関連事業及び第三 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規

定によ り国 が 行うもの を除く。) であって、 認定特定復興再生拠 点区域 (認定特定復興再生拠 (点区 域 復 興

再生計 画に記載された特定復興再生拠点区域をいう。 以下同じ。) の復興及び再生のために特に必要が あ

る同 前項 項 第 0) 規定により行う土地 二号に掲げ る土地改良事業とみなす。 改良事 業は、 土地改良法第八十七条 この 場合に お 1 て、 の二第一 同 条第四 項の 項 反 規定により行うことができ び第十項 並 び に 同 法 第八

2

十七 条の三 第 二項  $\hat{O}$ 規定の適用につい ては、 同 |法第八十七条の二第四 |項中 「施設更新事 業 **当** 該 施 設 更 新

事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設 とする第二条第二項第 一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、 当該施設更新 事業に係 の管理を内 る土 地 容

改良施 設の有 してい る機 能  $\mathcal{O}$ 維 持を図ることを目的とすることその他」 とあるの は 土 地 改良: 施 設  $\mathcal{O}$ 変 更

(当該 変更に係る土地改良施 設又は当該 土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土 地 改 良 施 設  $\mathcal{O}$ 管 理

施設更新 を内容とする第二条第二項第一 事業」 とあるのは 「土地改良施設の変更」と、 号の事業を行う土地改良区が存する場合において、 同 条第十項中 「第五条第六項及び第七項、 \_ と、 同項第 第七 号 中 条

第三項」 とあるの は 「第五条第四 項 か ら第七項まで、 第七条第三項及び第四項」 と、 同 条第五 項」 とあ

るの は 同 条第四 [項] と、 同法第八 +七条の三第二項 中 「第八十五 条第 項、 第八十五条 の二第 項 若

くは第八十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業等」 とあるのは 「農用 地 造成

事業等」 と 「これらの規定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは 「土地改良事業」

る。

3 玉 は、 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う土地改良法第二条第二項第一 号か たら第三

号まで及び第七号に掲げる土 地 改良事 業 (福島県知事が平成二十三年三月十一 日以前に同法第 八十 七 条第

項の規定により土地改良事業計画を定めたものに限る。 )であって、 福島県における当該土地改良事 業

 $\mathcal{O}$ 実 施 体制 その 他  $\mathcal{O}$ 地 「域の実情を勘案して、 認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のため に特に必

が あるものとして内 閣 総理大臣 が農林水産大 臣  $\mathcal{O}$ 同 意を得て指定したものを、 自ら行うことができる。

 $\mathcal{O}$ 場合におい ては、 当該指式 定  $\mathcal{O}$ あっ た日に、 農林水産大臣が同法第八十七 条第 項の規定により当該 土地

改良事業計画を定めたものとみなす。

4 第八条第四項及び第五項の規定は、 前項の場合について準用する。この場合において、 同 条第四項中「

前項」 とあり、 及び 同条第五項中 「第三項」 とあるのは、 「第十七条の七第三項」 と読み替えるものとす

る。

5 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて国が行う次の各号に掲げる土地改良事業についての

土地改良法第九十条第一項の規定による負担金の額は、 同項の規定にかかわらず、 それぞれ当該各号に定

める額とする。

定災害復旧

事業を除く。

土 地改良法第二条第二項第五号に掲げる土地改良事業 (土地改良法特例法第二条第二項に規定する特

土地改良法特例法第五条第二号又は第三号の規定の例により算定

し

た額

に規定する土地改良施設の変更に係るものに限る。) 前号に掲げる土地改良事業と併せて行う土地改良法第二条第二項第一号に掲げる土地改良事業 土地改良法特例法第五条第四号の規定の例によ (同号

り算定した額

6

は当該 項」 第二項中「同条第十項及び」とあるのは「同条第四項及び第十項並びに」と、 特定復興再生拠点区域において行うものについての同条第二項及び第三項の規定の適用については、 東日· とあるのは 本大震災復興特別区域法第五十二条第一項の規定により福島県が行う土地改良事業であ 土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第 「同法第八十七条の二第四項中 「施設更新事業 (当該施設更新事業に係る土地改良施設又 「同法第八十七条の二第十 って、 同条 認定 一 号

の事

業を行う土地改良区が存する場合において、

当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能

あるのは 第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、 施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項 の維持を図ることを目的とすることその他」とあるのは「土地改良施設の変更(当該変更に係る土地改良 土 地 改良施 「第八十七条の二第三項及び第五項並びに前項の規定により読み替えて適用する同条第四項」と 設の変更」 と、 同 条第十項」 と 同条第三項中 \_ と、 「第八十七 同 項 第一 条の二 号中 「施設更新事業」 第三項から第五項まで」 とあるの لح は

(漁港漁場整備法の特例)

第十七条 事業 げる事項に係る部分に限る。 係るものに限る。) (漁港管理者である福島県が管理する漁港に係る漁港漁場整備法第四条第一項第一号に掲げる事  $\mathcal{O}$ 八 農林 水産大臣 に関する工事 は、 次条から第十七条の十五までにおいて同じ。)に基づいて行う漁港 認定: (震災復旧代行法第三条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。) 特定復興再生拠点区域復興再生計 画 (第十七条の二第二項第六号に 漁場 業に 整 掲 備

定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣 であって、 福島県における漁港漁場整備事 業に関する工事 か実施: 体 制 そ 0 他  $\mathcal{O}$ 地 域  $\mathcal{O}$ 実情を勘案して、 認

の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

2 中 第九条第二項から第五項までの規定は、 「前項」 とあり、 並びに同条第三項及び第四項中 前項の場合について準用する。 「第一項」とあるのは この場合において、 「第十七条の八第一 項」 同条第二項 同

とする。

条第三項及び第四項中

「復興漁港工事」

とあるのは

漁港漁場整備

**『事業に関する工事』と読み替えるもの** 

#### (砂防法の特例)

第十七条の九 ŧ 体制その他の 旧 のとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものを、 代行法第四 地域の実情を勘案して、 条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。)であって、 国土交通大臣は、 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う砂防工事 認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要がある 自ら施行することができる。 福島県における砂防 工 事 (震災復  $\mathcal{O}$ 実施

2 中 第十条第二項から第四項までの規定は、 「前項」 項及び第四項中 とあり、 並びに同条第三項及び第四項中 「復興砂防工事」とあるのは 前項の場合について準用する。 「砂防工事」と読み替えるものとする。 「第一項」とあるのは この場合において、 「第十七条の九第一 項」と、 同条第二項 同

#### (港湾法の特例)

第十七条の十 国土交通大臣は、 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う港湾工事のうち港

湾施 設 の建設又は改良に係るもの (震災復旧 代行法第五条第一 項第二号に掲げる事業に係るも のを除く。

区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定し であって、 福島県に おける港湾工事 Ď 実施体 作制その 他 の地 域  $\hat{O}$ 実情を勘案して、 認定特定復興再 生拠 点

たものを、自ら施行することができる。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、 前項の場合について準用する。 この場合において、 同条第二項中

「前項」 とあり、 及び 同 条第三項中 「第 項」 とあるのは 「第十七条の 十第 項 と 同 .項中 「復興 港

工事」 とあるのは 「港湾工事のうち港湾施設の建設又は改良に係るもの」 と読み替えるものとする。

#### (道路法の特例)

第十七条の十一 国土交通大臣は、 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う都道府県道又は

市 町 村 道  $\overline{\mathcal{O}}$ 新設 又は改築に関する工事 (震災復旧代行法第六条第 一項第二号に掲げる事業に係るも Ŏ を除

であって、 当該道路の道路管理者である地方公共団体 (福島県及び認定特定復興再生拠点区域をそ

が  $\mathcal{O}$ の区域に含む市町村に限る。 )実施: あるものとして内 体制その他の地域の実情を勘案して、 閣 総理大臣が国土交通大臣 第十七条の十四において同じ。) における道路の新設又は改築に関する工事 認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要 |の同意を得て指定したも のを、 自ら施行することができる。

2 項中 同条第三項及び第四項中 第十二条第二項から第五項までの規定は、 「前項」とあり、 並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の十一第一 「復興道路工事」とあるのは 前項の場合について準用する。 「都道府県道又は市町村道の新設又は改築に関す この場合におい て、 同 項」と · 条第二

(海岸法の特例)

る工事」と読み替えるものとする。

第十七条の十二 主務大臣は、 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施 設 の新設

又は改良に関する工事 (震災復旧代行法第七条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。) であって

福 島 県における海岸保全施設 の新設又は改良に関する工事の実施体制その他の 地域の実情を勘案して、

認定特定復 興 再生拠点区域  $\hat{O}$ 復興及び 再生の ため に特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の

同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

2 第十三条第二項から第五項までの規定は、 前項の場合について準用する。この場合において、同条第二

項中 「前項」 とあり、 並びに同条第三項及び 第四項中 「第一項」とあるのは 「第十七条の十二第一 項」と

同 条第三項及び第四 |項中 復興海岸工事」 とあるのは 「海岸保全施設の新設又は改良に関する工 事 لح

読み替えるものとする。

(地すべり等防止法の特例)

第十七条の十三 主務大臣は、 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う地すべ り防止工事

震災復旧代行法第八条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。)であって、 福島県に お け る地 すべ り

防 止 工 事 Ò 実 入施体制? その 他  $\mathcal{O}$ 地 域 の実情を勘案して、 認定特定復興再生拠点区 一域の 復興及び再生  $\mathcal{O}$ ため

特に必 要があるものとして内閣 総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したものを、 自ら施行することがで

きる。

2 第十 四条第二項から第五項までの規定は、 前項の場合について準用する。 この場合において、 同 条第二

項中 「前項」 とあり、 並 びに同条第三項及び 第四 |項中 「 第 一 項 とある のは 「第十七条の十三第 項」と

同条第三項及び第四項中 「復興地すべ り防止工事」とあるのは 「地すべり防止工事」と読み替えるもの

#### (河川法の特例)

第十七条の十四 国土交通大臣は、 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う指定区間 内の一

級河 剘 級 河 川又は準 用河 Ш の改良工事 (震災復旧代行法第十条第一 項第二号に掲げる事業に係るもの

を除く。)であって、 当該河川の改良工事を施行すべき地方公共団体の長が統括する地方公共団体に おけ

る河川の改良工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、 認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生

のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣 の同意を得て指定したものを、 自ら施行

することができる。

2 第十五条第二項から第五項までの規定は、 前項の場合について準用する。この場合において、 同条第二

項中 「前項」とあり、 並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは 「第十七条の十四第一 項」と

同条第三項及び第四項中 「復興河川工事」 とあるのは 「指定区間内の一 級河川、 二級河川又は準用河川

の改良工事」と読み替えるものとする。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例)

第十七条の十五 国土交通大臣は、 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う急傾斜地崩壊防

止 工 事 (震災復旧代行法第十一条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。) であって、 福島県に おけ

る急傾 斜 地 崩 壊防 止 工事  $\mathcal{O}$ 実 施 体 制 その 他  $\mathcal{O}$ 地域 O実情を勘案して、 認定特定復興再生拠点区域 O復興及

び 再: 生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の 同意を得て指定したも Ō を、 自

ら施行することができる。

2 第十六条第二項から第六項までの規定は、 前項の場合について準用する。 この場合において、 同条第二

項中 「前項」 とあり、 及び同条第三項から第五 |項までの規定中 「第一項」 とあるのは 「第十七条の 十五 第

項 同 □条第三 項 か ら第 五 項 くまでの 規定中 「復興急傾斜 地崩 漢防· 止 二工事」 とあるのは 「急傾 斜 地 崩 壊

防止工事」と読み替えるものとする。

(生活環境整備事業)

第十七条の十六 内閣 総 理大臣は、 認定特定復興再生拠点区域復興再生計 画 (第十七条の二第二項第七号に

掲げる事 項に係る部分に限る。 に基づいて行う生活環境整備事 業を、 復興庁令で定めるところにより、

当該施設を管理する者の要請に基づいて、行うことができる。

2 第十七条第二項の規定は、 前項の場合について準用する。この場合において、 同条第二項中「前項」 لح

あるのは、「第十七条の十六第一項」と読み替えるものとする。

(放射性物質汚染対処特措法の特例)

第十七条 の十七 環境大臣 は、 放射性 物質汚染対処特措法第二十五条第一項に規定する除染特別 地 域 内  $\mathcal{O}$ 認

画が定められている区域を除く。 においては、 放射性物質汚染対処特措法第三十条第 項のに 規定に か か

(放射性物質汚染対処特措法第二十八条第一項に規定する特別地域内除染実施

計

定特定復興再生拠点区域

わらず、 認定特定復興再生拠点区 域 復興再生計 画 (第十七条の二第二項第八号に掲げる事 項 に係 る部分に

限 る。 以下この条にお į١ て同じ。 に従って、 土壌等 の除 染等の措置及び 除去土壌  $\mathcal{O}$ 処理を行うことが

きる。

2 放射 性物質汚染対処特措法第三十条第二項から第七項までの規定は前項の規定により環境大臣 「が認定 特

定復興 再生 拠 点区域復興再生計 画に従って行う土壌等の除 染等の措置につい て、 放射性物質汚染対 処特措

法第四 + 九 条第四 項 並 びに第五 十条第四 項、 第六項及び第七項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 ば 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 、環境大臣 が 認定

特定復 與再生 拠点区域復興再生計画に従って行う土壌等 の除染等の措置及び除去土壌の処理につい そ

処特措: は 五. 七 れぞれ準用する。 第 十条第四 同 項に規 法第四 法律」 法第十七条の二第一項第一号に規定する土壌等の |項中 定する認定特定復興 + とあるのは 九 「除染特別地 この場合において、 条第四 頃中 福 域」 島 除 復興 再生 とあるのは 染 特 再生特別措置法第十七条の十七第一 拠 莂 放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項及び第五十条第四 点区域をいう。 地 域」 「認定特定復興再生拠点区域」と、 とある  $\mathcal{O}$ 除染等の措置に伴い生じた土壌及び廃 は 以下同じ。 「認定: 特定復 と 興再生拠点区域 項の規定」 放射 性物質汚染対 と、 除去土壌等」 放射 (同 性 法 棄物」 処 第 物 とあ 特 + 質汚染対 措 七 Ś と読 項 法 条  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ 

拠点区 規定に 興再 5 環境 れ てい 生 かかわ 域 拠点区域 大臣 角 る区域を除く。 は、 廃 らず、 棄物 放射 (放射性物質汚染対処特措法第十三条第一 (認定特定 認定特定復興再 性物質汚染 以下この項において同じ。 復興再 対処特措法第十 生拠 生拠 (点区 点区 域 |域 復興 内 条 第  $\mathcal{O}$ 放 再生計 にお 射 性 項に規定する汚染廃棄物対策地域内 項に規定する対策地域 物質汚染対処 画に従って、 いては、 放射性物質汚染対処特措法第 特措法: 廃棄物 第  $\mathcal{O}$ 処理 内廃棄物処理 二条第 (認定特 項 に規 . の認定: 定復 計 定 + 画 特 する 興 五 が 再 定 定 条 廃 め 生 復  $\mathcal{O}$ 

棄物であって、

土壌等の除染等

の措置に伴い生じたものその

他

の環境省令で定めるものをいう。

0)

収

集

3

み替えるほ

か、

必要

な技術的読替えは、

政令で定める。

運搬、 保管及び処分に限る。 次項及び第五項において同じ。)を行うことができる。

4 する。 の規定により環境大臣が認定特定復興再生拠 とあるのは、 放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項並びに第五十条第三項、 この場合にお 「福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項の規定」 いて、 放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三 「点区域復興再生計画に従って行う廃棄物 第六項及び第七項の規定は、 と読み替えるほか、  $\mathcal{O}$ 処 項中 理 に 必要な技術 0 ر ا 7 0) て準 法 前項 律 用

5 項 第 の規定により 項の 規定により環境大臣が行う土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に要する費用並 、環境大臣が行う廃棄物 0 処理に要する費用 は、 玉  $\mathcal{O}$ 負担とする。 びに第三

的読替えは、

政令で定める。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項の規定による報告をせず、 第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四 項又は第四項において準用する放 又は虚偽の報告をした者

性物質汚染対処特措法第五十条第三項の規定による立入り、 第二項に おお 1 て準用する放射性物質汚染対処特措法第五 十条第四 検査又は収去を拒み、 項 又は第四 頃に 妨げ、 お いて準 又は忌避した 甪 する放射

# 第一節の三 企業立地促進計画及びこれに基づく措置

第十八条第一 項 中 即 して の 下 に (認定特定復興 两 生 拠 ・ 点区域 復興再生計画が定められているときは

を、 「その他の避難解除等区域」の下に「 (認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているとき

避

難

解

除等

区

|域復興

育

生計

画

に即するとともに、

認定特定復興再

生拠

人点区

域復興再生計

画に適合して)」

は、 避難 解除等区域及び認定特定復興再生拠点区域。 第二十条第三項第二号において同じ。)」 を加え、 同

条第二項第二号中 「なっている区域 の下に 「認定特定復興再生拠点区 .域 復興 八再生計 画が定めら れてい る

ときは、 それらの 区域及び認定特定復 興再生拠点区 域。 を加 え、 同 条第六 項 中 避 難解 除等区 域 復 興 再 生

計画」 の 下 に 「(認定特定復興再生拠点区域復興再生計 画が定められているときは、 避難解除等 区 域 復興 再

生計 画又は認定特定復興再生拠点区域復興再生計 画 を加える。

第三十二条第三項第二号中 「避難解 除等区域 復興再生計 画 の 下 に (認定特定復興再生拠点区 域 復興 再

生計 画 が定められているときは、 避難 解除 等区 |域 復興 再生計 画及び認定特定復興再生拠点区域復興再生 計 画

#### )」を加える。

第三十三条第一項中「この項及び次条第一項において」を削り、 同条第二項第五号中「整備」の下に「(

以下 「帰還環境整備」という。)」を加え、 同条の次に次の三条を加える。

(帰還 環境 |整備推進法人による帰還環境整備事業計 画  $\mathcal{O}$ 作 - 成等の 提 案

第三十三条の二 帰還環境整備 推 進 法 人は、 避難指 示 解 除 区域 市 町 村の長に対し、 復興庁令で定めるとこ

ろにより、 その業務を行うために必要な帰還環境整備事業計 画 一の作成又は変更をすることを提案すること

ができる。 この場合においては、 当該提案に係る帰還環境整備事業計画 の素案を添えなければならない。

2 前項 の規定による提案 (次条及び第三十三条の四にお 1 7 「帰還環境整備事 業計画 [提案」という。)に

係る帰る 還環境整備事業計画 0) 素案の内容は、 福島 復興再生基 本方針に基づくものでなければならない。

(帰還 環境整備事業計画提案に対する避難指示・解除区域市 町村の長の 判 断等)

第三十三条の三 避難指示 ・解除区域市町村の長は、 帰還環境整備事業計 画提案が行われたときは、 遅滞な

帰 還環境 整備事 ・業計画提案を踏まえた帰還環境整備事業計 画 (帰還環境整備事業計 画提案に係る帰還

環境整: 備 事 業計 画  $\mathcal{O}$ 素案の内容の全部又は 部を実現することとなる帰還環境整備事業計 画 を *(* ) う。 次条

に お いて同じ。 の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、 当該帰還環境整備 事 業計 画 [の作成

又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(帰還 環境整備事業計画提案を踏まえた帰還環境整備事業計 画 の作成等をしない場合にとるべき措置)

第三十三条の 兀 避難指 示 解除 区域 市 町村の 長は、 帰還環境整備 事業計 一画提案を踏まえた帰還環境 整備 事

業計 画 の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、 遅滞なく、 その旨及びその理由を、 当該 帰 還

環境整備事業計画提案をした帰還環境整備推進法人に通知しなければならない。

第三章に次の二節を加える。

第四 節 公益社団法人福 島相双復興推進機構 ^ の国 |の職員 の派遣等

(公益社団法人福島相双復興推進機構による派遣の要請)

第四十八条の二 避難指示 · 解除] 区域市 町村の復興及び再生を推進することを目的とする公益社団法 . 人福. 島

相双復興推進機構 (平成二十七年八月十二日に一般社団法人福島相双復興準備機構という名称で設立され

た法人をいう。 以 下 「機構」という。) は、 避難指 示 ·解除区域 市町村  $\mathcal{O}$ 復興及び再生の推進に関する業

務のうち、 特定事業者 (避難 指 示 解除 区 域 市 · 町村  $\mathcal{O}$ 区域内に平成二十三年三月十一日にお いてその事 業

所が所在していた個人事業者又は法人をいう。 以下この項において同じ。)の経営に関する診断及び助言

特定事業者の事業の再生を図るための方策の企画及び立案、 国の行政機関その他の関係機関との連絡調

整その 他国  $\mathcal{O}$ 事 務又は事業との密接 な連 携の下で実施する必要が あるもの ( 以 下 「特定業務」 という。)

を円滑 か **つ** 効果的に行うため、 玉 0 職 員 (国家公務員法 (昭 和二十二年法律第百二十号) 第二条に 見規定す

る一 般 職に 属する職員 (法律に より 任期を定めて任用される職員、 常時 勤 務を要しない 官職、 を占め る職 員

独立 一行政法 人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第二条第四項に規定する行政執行法人の職員その 他人

事院規 則で定める職員を除く。) をいう。 以下同じ。) を機構 の職員として必要とするときは、 その 必

とする事 由 を明らかにして、 任命権者 (国家公務員 只法第五· 十五条第 項に規定する任命権者及び 法律で別

に定め られ た任命権者並びにその委任を受けた者をいう。 以下同じ。 に対し、 その派遣を要請すること

ができる。

2 前項の規定による要請の手続は、人事院規則で定める。

(国の職員の派遣)

第四十八 条の三 任命権者は、 前条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による要請があ った場合にお ζì こ、 原子力災害 カ 5 0) 福 島

 $\mathcal{O}$ 復興及び再生の推進その他  $\mathcal{O}$ 玉  $\mathcal{O}$ 責務を踏まえ、 その要請に係る派遣の 必要性、 派遣に伴う事 務 の支障

に応じ、 その他の事情を勘案して、 国の 職員の同意を得て、 国の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、 機構との間の取決めに基づき、 期間を定めて、 専ら機構における特定業 これ

2 該 派遣 任命 の期間 権者は、 中における給与の支給に関する事項を明示しなければならない。 前項 0) 同意を得るに当たっては、 あらかじめ、 当該 国  $\mathcal{O}$ 職員に に同項の 取決めの内容及び当

務を行うものとして当該国

 $\mathcal{O}$ 

職員を機

は構に派遣することができる。

3

- 務 兀 十八 手当、 第一 0) 条の 復帰に関する事項その他第一項の規定による派遣の実施に当たって合意しておくべきものとして人 項 賞与その他  $\widehat{\mathcal{O}}$ 五. 取決めにおいては、 第一 項及び第二項にお 1 かなる名称であるかを問 機構における勤務時間、 V て同じ。 わず、 その 特定業務の対償として受ける全てのも 他 特定業務に係る報酬等 の勤務条件及び特定業務の (報酬、 內容、 賃金、 派 遣 O給料、 を  $\mathcal{O}$ 期 う。 間 俸給 職 第
- 4 な V ) 任 命 この 権者は、 場合にお 第一 項の取決め 1 、ては、 第二項 の内容を変更しようとするときは、  $\mathcal{O}$ 規 沈定を準 ·用する。 当該 国の職員 の同 **!**意を得なけ ればなら

事院規則で定める事項を定めるものとする。

5 第 項の規定による派遣の期間 は、 三年を超えることができない。 ただし、 機構からその期間 の延長を

希望する旨の申出があり、 かつ、特に必要があると認めるときは、 任命権者は、 当該国の職員の同意を得

て、 当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、 これを延長することができる。

6 第 項  $\hat{O}$ 規定により機構に おいて特定業務を行う国の職員は、 その 派遣の期間 中、 その同意に係る同 項

0) 取 決めに定められた内容に従って、 機構において特定業務を行うものとする。

(以下「派遣職員」という。) は、その派遣の期間中、

国の職

員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

7

第一

項の規定により派遣された国の職員

8 第 項の 規定による国の職員 の特定業務への従事については、 国家公務員法第百四条の規定は、 適用し

ない。

(職務への復帰)

第四十八条の四 派遣職員は、 その派遣の期間が満了したときは、 職務に復帰するものとする。

2 任 命 権者は、 派遣職員が機構における職員の地位を失った場合その他の人事 ,院規則で定める場合であっ

て、 その派遣を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、 速やかに、 当該派遣職員を職

務に復帰させなければならない。

#### (派遣期間中の給与等)

第四十八条の五 任命権者は、 機構との間で第四十八条の三第一項の取決めをするに当たっては、 同項の 規

定に ょ り派遣され る国  $\mathcal{O}$ 職員 が機構か ら受ける特定業務に係 る報酬等につい て、 当該国  $\mathcal{O}$ 職員 が そ  $\bar{O}$ 派遣

前 に 従事してい た職務及び機構において行う特定業務の内容に応じた相当の 額が確保されるよう努め なけ

ればならない。

2 派遣職員には、 その派遣の期間中、 給与を支給しない。 ただし、 機構において特定業務が円滑 か つ効果

的 に行わ れることを確保するため特に必要があると認められるときは、 当該派遣職員には、 その 派 遣  $\mathcal{O}$ 期

間 中、 機構 か ら受ける特定業務に係る報酬 等  $\mathcal{O}$ 額に照らして必要と認め 5 れる範囲内で、 俸給、 扶 養手 当

地域手当、 広域異動手当、 研究員 調整手当、 住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給する

ことができる。

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関 し必要な事項は、 人事院規則 (派遣職員が 検察官 (の)棒: 上給等に

関する法律 (昭和二十三年法律第七十六号) の適用を受ける者である場合にあっては、 同法第三条第 一項

に規定する準則)で定める。

### (国家公務員共済組合法の特例)

第四十八条の六 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号。 以下この条において「国共済法

という。) 第三十九条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定 (国共済法第六十八条 の三の

規定を除く。 以下この項において同じ。) は、 派遣職員には、 適用しない。 この場合におい て、 国 共済法

の短期給付に関する規定の適用を受ける職員 (国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。 以 下

この項において同じ。) が派遣職員となったときは、 国共済法の短期給付に関する規定の適用については

そのなった日の前 日に退職 (国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。) をしたもの とみな

付に関する規定の適用については、 派 **:**遣職1 員 が国共済法 の短 期給付に関する規定の適用を受ける職員となったときは、 そのなった日に職員となったものとみなす。 国共済法 の短期給

2 派遣 職員に関する国共済法 の退職等年金給付に関する規定の適用については、 機構における特定業務を

公務とみなす。

3 派遣 職員は、 国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができな

4 派遣 職員に関する国共済法の規定の適用については、 国共済法第二条第一項第五号及び第六号中

と で定めるものとし、 その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則 「当該各号」とあるのは その他 の職員」 同 号」と、 と、 国共済法第九十九条第二項中 「 及 び 国  $\mathcal{O}$ )負担· · 金 \_ とあるの 「次の各号」とあるのは は  $\neg$ 福 島復興再生特 別 「第三号」 措 置法

及び国 済法第百二条第一項中 平成二十四 の負担金」と、 军 法律第二十五号) 同項第三号中 「各省各庁の長 第四十八条の二第 「国の負担金」とあるのは (環境大臣を含む。)、 一項に 規定する機構 行政執行法人又は職員団体」 「機構の負担金及び国の負担 ( 以 下 「機構」 という。 とあ · 金 と  $\mathcal{O}$ 負担 及び 国 共 金

第八項 より読 第九十九条第二項第三号及び第四号」 み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは まで  $\mathcal{O}$ 規定により読み替えて適用する場合を含む。 とあるのは 「第九十九条第二項第三号」と、 「第九十九条第二項及び第五項」と、 及び第五項 (同 6条第七 項及 「並びに同 び第 同 八 [ 条 第 ] 項 条第五  $\mathcal{O}$ 应 規 項 定 中 項

国

行政執

行法人又は

職員

団体」

とあるの

は

「機構及び国」

と、

「第九十九条第二項

(同

条第

六

項

から

あるのは 同 条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 「及び同 条第五項」と、 (同 条第五項」とあるのは (同項」と、 以下この項にお 国、 行政執行法 いて同じ。 人又は職 لح

員団体」とあるのは「機構及び国」とする。

5 前項の場合において機構及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項及び厚生

年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号)第八十二条第一項の規定により負担すべき金額その他必要な

事項は、政令で定める。

(子ども・子育て支援法の特例)

第四十八条の七 派遣職員に関する子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定の適用に

ついては、 機構を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。

(国家公務員共済組合法等の適用関係等についての政令への委任)

第四十八条の八 この法律に定めるも Ō 0 ほ か、 派遣職員に関する国家公務員共済組合法、 地方公務員等共

済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号)、子ども・子育て支援法その他これらに類する法律の適用関

係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

一般職の職員の給与に関する法律の特例)

第四十八条の 九 第四十八条の三第一項 の規定による派遣 の期間中又はその期間 の満了後における当該国  $\overline{\mathcal{O}}$ 

職員に関する一 般職 の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号) 第二十三条第一項及び附

災害補 昭和二十二年法律第五十号) 則第六項の規定の適用については、 償法 (昭 (和二十六年法律第百九十一号) 第七条第二項に規定する通勤 機構における特定業務 第一条の二第一 (当該: (当該特定業務に係る労働者災害補償保険法 項第一号及び第二号に規定する勤 特定業務に係る就業の場 派を国 き 務場 家公務員 新と

務とみなす。

、国家公務員退職手当法の特

例

みなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。

次条第一項において同じ。)を含む。)

を公

第四十八条の十 第四十八条の三第一 項 の規定による派遣 の期間・ 中又はその期間  $\mathcal{O}$ 満了後に当該 国 の職員が

退 機構 職 た場合における国家公務員退 における特定業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、 職 低手当法 (昭和二十八年法律第百八十二号) 第五条第一項及び第六条の 0 対規定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 1 て は 兀

第一 項に規定する公務上の傷病又は死亡と、 当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二 項 E 規

定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、 第五条第二項及び第六条の四第一 項に規定

する通勤による傷病とみなす。

派遣 職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、

第四十八条の三第一項の規定による派遣の期間は、 同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとるこ

とを要しない期間には該当しないものとみなす。

3 前項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定は、 派遣職[ 員が機構から所得税法 (昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する

退 職 手 · 当 等 (同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。) の支払を受けた場合に

は、適用しない。

4 派遣 職 |員がその派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の

算定の基礎となる俸給月額については、 部内の他 の職員との権衡上必要があると認められるときは、 次条

第一項の規定の例により、その額を調整することができる。

(派遣後の職務への復帰に伴う措置)

第四十八条の十一 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、 部内の

他  $\mathcal{O}$ 職 員との 権衡上必要と認められる範囲内において、 人事院規則の定めるところにより、 必要な 調 整 を

行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、 派遣職員が職務に復帰した場合における任用、 給与等に関する処遇について

は、 部内の他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(人事院規則への委任)

第四十八条の十二 この法律に定めるもの 0 ほ か、 機構において国 の職員が特定業務を行うため の派遣に関

し必要な事項は、人事院規則で定める。

(機構の役員及び職員の地位)

第四十八条の十三 機構の役員及び職員は、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用につい

ては、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五節 帰還環境整備推進法人

(帰還環境整備推進法人の指定)

第四十八条の十四 避難指示· 解除区域市町村の長は、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)

条第二 項に規定する特定非営利活動法人、 一般社団法人若しくは一般財団法人又は帰還環境整 備  $\mathcal{O}$ 推進を

図る活動を行うことを目的とする会社であって、 次条に規定する業務を適正 かつ確実に行うことができる

と認められるものを、 その申請により、 帰還環境整備推進法人 ( 以 下 「推進法人」という。)として指定

することができる。

2 避難指示・解除区域市町村の長は、 前項の規定による指定をしたときは、 当該推進法人の名称、 住所及

び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進 法人は、 その名称、 住所又は 事務所の 所在地を変更しようとするときは、 あらかじめ、 その旨を避

難指示・解除区域市町村の長に届け出なければならない。

避難指示・解除区域市町村の長は、 前項の規定による届出があったときは、 当該届出に係る事項を公示

しなければならない。

4

(推進法人の業務)

第四十八条の十五 推進法人は、 次に掲げる業務を行うものとする。

帰還環境整備に関する事業を行う者に対し、 情報の提供、 相談その他の援助を行うこと。

二次に掲げる事業を行うこと又は当該事業に参加すること。

イ 避難解除等区域復興再生計画に第七条第二項第三号から第五号までに掲げる事項として定められた

事業

口 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に第十七条の二第二項第五号から第七号までに掲げる事項

として記載された事業

帰還環境 |整備事業計画に第三十三条第二項第二号又は第三号に掲げる事項として記載された事業

前号イからハまでに掲げる事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、 管理及び譲 渡を

行うこと。

匹 避難指示区域から避難している者からの委託に基づき、 その者が所有する当該避難指示区域内の土地

又は建築物その他の工作物の管理を行うこと。

五 帰還環境整備の推進に関する調査研究を行うこと。

六<br />
帰還環境整備の推進に関する普及啓発を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、 帰還環境整備の推進のために必要な業務を行うこと。

(推進法人の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

第四十八条の十六 公有地 の拡大の推進に関する法律 (昭和四十七年法律第六十六号) 第四条第 項 の規定

は、 推進法人に対し、 前条第三号に掲げる業務 (同条第二号イからハまでに掲げる事業のうち公共施設の

整備に関する事業に係るものに限る。)の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうと

する者については、適用しない。

## (監督等)

第四十八条の十七 避難指示· 解除区域市町村の長は、 第四十八条の十五各号に掲げる業務の適正 カュ つ確実

な実施を確保するため必要があると認めるときは、 推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることが

できる。

2 避難指示 解除区域市町村の長は、 推進法人が第四十八条の十五各号に掲げる業務を適正 か つ確実に実

施していないと認めるときは、 推進法人に対し、 その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきこと

を命ずることができる。

3 避難指示・解除区域市町村の長は、 推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、 第四十八条の

十四第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 避難 指 示 解除区域市町村の長は、 前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなけれ

ばならない。

## (情報 の提供等)

第四十八条の十八 国 福島県及び避難指示・ 解除区域市町村は、 推進法人に対し、 その業務の実施に関し

必要な: 情報 0 提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第五 + -四条第 項中 「平成二十三年三月十一 日に発生した東北 地方太平洋沖地震に伴う原子力発電 所の

事

故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百十号

を 「放射性物質汚染対処特措法」 に改める。

第五· 十八条中 「促進」 の 下 に 一、 いじめ の防 止 のため の対策の実施」 を加える。

第六十一条第三項中 「第九十七条ただし 書」 を 「第百二条ただし書」 に改め、 同条第四 項中 「以下」 の 下

に 「この節にお いて」 を加え、 同条第八項中 「(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、 当該

行政機関。 以下同じ。)」 を削る。

第六十九条第 項第五号中 「第九条第二項、 第十六条の二第一項若しくは第二項又は」を 「第二条の二若

法第二条の六第四項、 しくは第二十七 条の 十五 第九条第二項、  $\mathcal{O}$ 登録、 同法第一 一条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の 変更登録 又は 同

第二十七条の十九第四項、

第二十七条の二十七第三項若しくは」に改

法 第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項」に改め、 め、 の 下 に 同条第二項第五号中「第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項」を「第二条の六第四項、 「第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、 同法第二条の六第一 項若しくは第二十七条の 同項第六号中 「電気事業 +

九第一項の変更登録又は同法」を加える。

項 第七十条第一項中「、 (自然公園法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可に係るものに限る。) 認可」の下に「、 登録、 変更登録」を加え、 同項の表前条第一項第四号に掲げる事 の項の次に次のよ

うに加える。

	項の変更登録に係るものに限る。)
十九第一項の変更登録	第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一
又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の	条の二若しくは第二十七条の十五の登録又は同法
同法第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録	前条第一項第五号に掲げる事項(電気事業法第二

第七十条第三項 中 「第 ・ 九条第二項又は第十六条の二第一 項若しくは第二項」 を 「第二条の六第四 項 第九

条第二項、 第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項」に改める。

第七十八条の次に次の一条を加える。

(商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査等の措置

第七十八条の二 国は、 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因し

7 福 島で生産された商品の 販売等の不振が生じていることに鑑み、 その不振の実態を明ら か にするため  $\mathcal{O}$ 

調 査を行い、 当該調査に基づき、 当該商品の 販売等を行う者に対し、 指導、 助言その他の必要な措置を講

ずるものとする。

第八十条中「明らかになっていない」 を「正しく認識されていない」 に改める。

第八十一条第 項 中 「第八十四条」 を 「第八十六条」 に、 「 及 び ロボット」を 廃炉等 (原子力損 害賠

償 廃炉等支援機構法 (平成二十三年法律第九十四号) 第一条に規定する廃炉等をいう。 以下同じ。)、 口

ボ ット及び農林水産業」に改め、 同条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

匹 第一号の区域内において、 原子力災害による被害が著しい区域であって、 廃炉等、 口 ボ ット及び農林

水産 業に関 す る国 際的 な共同 .研究開発及び先端的 な研究開発を行う拠点  $\mathcal{O}$ 整 備 当該 拠点 O周 辺 0) 生 活

環境 の整備、 国際的な共同 研究開発を行う者その他の者の来訪の促進、 福島の地方公共団体その 他 . の多

様な主体相互間の連携の強化その他の第二号の目標を達成するために必要な取組を推進することにより

産 業集積 の形成及び活性化を図るべき区域 (以下この号及び第八十八条において「福島国際研究産業

都市区域」という。)を定める場合にあっては、次に掲げる事項

イ 福島国際研究産業都市区域の区域

ロ 福島国際研究産業都市区域において推進しようとする取組

第八十一条第七 項中 「第五項」 を「第六項」に改め、 同項を同条第八項とし、 同条第六項中 「又は第八十

の内容

四条若しくは第八十五条」 を 第八十四条若 しくは第八十五条に規定する措置又は第八十六条か ら第八十

八条まで」 に改 め、 同 項を同条第七項とし、 同 条第一 五項を同 条第六項とし、 同条第四 項を同条第 五. 項

同 条第三 項中 「関係市町村長」 の下に「(重点推進計画に前項各号に掲げる事項を定めようとする場合にあ

っては、 関係市 町村長及び同項第一号イ又は第二号イの実施主体。 次項において同じ。)」 を加え、 同項を

同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第四 号 口 に掲げる事 項には、 次に 掲げ る事項を定めることができる。

廃 炉 " 等、 口 ボ ツト、 農林· 水産業その 他の分野における技術 の高度化に関する研究開発を行う事業であ

って、新たな産業の創出に寄与するもの(中小企業者 (中小企業等経営強化法 (平成十一年法律第十八

号) 第二条第一項に規定する中小企業者をいう。 第八十四条において同じ。) が行うものに限る。)に

関する次に掲げる事項

イ 当該事業の内容及び実施主体

ロ 当該事業の実施期間

ハ その他当該事業の実施に関し必要な事項

口 ボ ットに係る新たな製品又は新技術  $\mathcal{O}$ 開発に関する試験研究を行う事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の内容及び実施主体

ロ その他当該事業の実施に関し必要な事項

第八十二条中 「第八十一条第五項の」を「第八十一条第六項の」に、 「第八十一条第六項」を「第八十一

条第七項」に、 「第八十一条第三項から第七項まで」を「第八十一条第四項から第八項まで」に、 「第八十

条第五項」」 を 「第八十一条第六項」」に、 「第八十一条第五項各号」を「第八十一条第六項各号」に、

第八十一条第七項」を「第八十一条第八項」に改める。

第八十三条中「第八十一条第五項」を「第八十一条第六項」に、「次条及び第八十五条において」を「以

下」に改める。

第百条を第百五条とし、 第九十六条から第九十九条までを五条ずつ繰り下げる。

第九十五条第七項中

ぼ

か、

協議会」

の 下 に

「及び分科会」を加え、

同項を同条第八項とし、

同条第六項

を同条第七項とし、 同条第五項中 「協議会」の下に「及び分科会」を加え、 同項を同条第六項とし、 同条第

四項の次に次の一項を加える。

5 議 長 は、 協議会における協議に資するため、 分科会を開催し、 特定の事項に関する調査及び検討を行わ

せることができる。

第八章中第九十五条を第百条とし、第七章中第九十四条を第九十九条とし、第九十条から第九十三条まで

を五条ずつ繰り下げ、第八十九条を第九十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

第九十三条 国は、 特定避難指示区域市 町村によって特定避難指示区域へ の将来的な住民 の帰還を促進する

ため 0 中長期的な構想が策定されているときは、 当該構想を勘案して、 地域 住民 この交流 の拠点となる施 設

の機能 の回復及び保全その他の当該構想に基づいて当該特定避難指示区域市町村が行う取組を支援するた

め必要な措置を講ずるものとする。

第九十四条 国は、 避難指示· 解除区 |域市 町村への住民の円滑な帰還の促進及び避難指示・解除区域市町村

に お け る住 民 0 生活  $\mathcal{O}$ 利便: 性  $\mathcal{O}$ 向 上を図るため、 持続可能 な地域公共交通網を形成するため必要な措 置 を

講ずるものとする。

第八十八条の前の見出しを削り、 同条を第九十一条とし、 同条の前に見出しとして「(住民の円滑な帰還

の促進を図るための措置) 」を付し、第八十七条を第九十条とする。

第八十六条中 「前三条」を「第八十三条から前条まで」に改め、 第六章中同条を第八十九条とする。

第八十五条を第八十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

福 島 玉 際研 究産業都市区域における取組の 促進に係る連携 の強化のための施策)

第八十八条 国は、 福 島国際研究産業都市区域における第八十一条第二項第四号ロに規定する取組を促進す

るため、 福島  $\mathcal{O}$ 地方公共団体 相 互間 の広 域的な連携  $\mathcal{O}$ 確 保その他  $\mathcal{O}$ 国 地方公共団 体、 研究機関 事 業者

その 他  $\mathcal{O}$ 関 係 者相 互. 間  $\mathcal{O}$ 連携 を強 化するために必要な施策を講ずるものとする。

第八十四条中 「及びロボット」 を 廃炉等、 口 ボ ット及び農林水産業」 に改め、 同条を第八十六条とす

第八十三条の次に次の二条を加える。

(特許 料等  $\mathcal{O}$ 特 例

第八十 应 条 特許庁長官は、 認定重点推進計画 (第八十一 条第三項第一号に掲げる事項に係る部分に 限

次項において同じ。) に基づいて行う同号に規定する事業の成果に係る特許発明 (当該認定重点推 進 計 画

に定められた同号ロ の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。) につい て、 特

許法 (昭 付すべき者が当該事業を行う中 (和三十四年法律第百二十一号) 第百七条第一 項の規定による第 政令で定めるところにより、 年から第十年までの各年分の 特

小企業者であるときは、

特許

料 を

軽

減し若しくは免除し、 又はその納付を猶予することができる。 許料を

納

2 特許庁長官は、 認定重点推進計画に基づいて行う第八十一条第三項第一号に規定する事業の成果に係る

発明 (当該認定重点推進計 画に定めら れた同号ロ  $\mathcal{O}$ 実施期間 の終了日から起算して二年以内に出 願された

ŧ  $\mathcal{O}$ に 限る。 に関する自己の特許 出 願につい て、 その 出 願 審 査 の請求をする者が当該事業を行う中 小 企

業者であるときは、 政令で定めるところにより、 特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべ き出願

審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

(国有施設の使用の特例)

第八十五条 国は、 政令で定めるところにより、 認定重点推進計画 (第八十一条第三項第二号に掲げる事項

に係る部分に限る。)に基づいて同号に規定する事業を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合に

おいて、 ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発の促進を図るため特に必要があると認めるときは、

その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(復興庁設置法の一部改正)

復興庁設置法 (平成二十三年法律第百二十五号) の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「生活環境整備事業に関すること」の下に「、同法第十七条の二第六項に規定す

る特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に関すること」を加え、 「第八十一条第五項」を「第八十一

条第六項」に改める。

(電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七十四条を削る。

福島の復興及び再生を一層推進するため、市町村による特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成及びそ

の内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた同計画に基づく国による土地改良事業の代行等の措置を講ず

への国の職員の派遣に関し必要な事項等を定める必要があ

る。これが、この法律案を提出する理由である。

るとともに、

公益社団法人福島相双復興推進機構